

2022年8月30日改定

ヤマダ NEOBANK 特約・個人情報の取扱いに関する同意事項

新	旧
<p>第2条(ご利用いただけるかた) 銀行取引規定第1条の定めにかかわらず、ヤマダネオバンク支店の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第1条第1項の要件を満たすほか、株式会社ヤマダホールディングスが運営および提供するスマートフォンアプリ「ヤマダデジタル会員」(以下「ヤマダデジタル会員アプリ」といいます。)の会員であるかたとします。また、銀行取引規定第4条の定めにかかわらず、お客さまは、当社の他の支店に開設する代表口座に加え、ヤマダネオバンク支店において代表口座を1口座ずつ保有することができるものとします。なお、お客さまがヤマダデジタル会員アプリの会員でなくなった場合は、一部の取引を制限させて頂く場合があります。</p>	<p>第2条(ご利用いただけるかた) 銀行取引規定第1条の定めにかかわらず、ヤマダネオバンク支店の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第1条第1項の要件を満たし、かつ、株式会社ヤマダホールディングスが運営および提供するスマートフォンアプリ「ヤマダデジタル会員」(以下「ヤマダデジタル会員アプリ」といいます。)の会員であり、かつ満18歳以上の日本国内に居住する個人に限られます。また、銀行取引規定第4条の定めにかかわらず、お客さまは、当社の他の支店に開設する代表口座に加え、ヤマダネオバンク支店において代表口座を1口座保有することができるものとします。なお、お客さまがヤマダデジタル会員アプリの会員でなくなった場合は、一部の取引を制限させて頂く場合があります。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第7条(カードの発行) <u>銀行取引規定第5条第5項および第15条第1項ないし第3項の定めにかかわらず、当社は、ヤマダネオバンク支店との取引に関し、お客さまに対し、デビット付キャッシュカードおよび認証番号表を発行し、お客さまに貸与します。認証番号表のみの発行または貸与はおこないません。</u></p>